

電気事業法に基づく PCB を含有する電気工作物の届出（参考条文）

電気関係報告規則

（公害防止等に関する届出）

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者（当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣）へ届け出なければならない。（以下略）

（表中の条文は一部省略して表記）

届出を要する場合	届出 期限	届出事項	届出先
一 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてばい煙量、ばい煙濃度若しくは煙突の有効高さに係るものを変更する場合	あらかじめ	当該変更に係る事項	経済産業大臣（以下略）
三 ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてダイオキシン類の排出量に係るものを変更する場合			
十五の二 <u>現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物（※）であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合</u> （直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の届出をする場合を除く。）	判明した後遅滞なく	当該電気工作物を設置している又は予備として有している者の氏名又は名称及び住所若しくは法人にあつては代表者の氏名、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している工場若しくは事業場の名称及び所在地並びに当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月	当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長
十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは <u>第十五号の二の電気工作物</u> （中略）を設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（中略）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に <u>変更があつた場合</u>	変更又は廃止の後遅滞なく	変更のあつた事項（電気事業者が法第九条第二項（法第六条第二項第二号の事項の変更に限る。）の届出をする場合を除く。）	当該施設又は当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下略）
十七の二 <u>別に告示する電気工作物（※）であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合</u>	廃止の後遅滞なく	当該電気工作物を廃止した者の氏名又は名称及び住所、当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管していた工場若しくは事業場の名称及び所在地、当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月及び廃止年月並びに廃止の理由及び内容	当該電気工作物が設置されていた場所を管轄する産業保安監督部長

※ 告示（平成 16 年経済産業省告示 67 号）において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、OF ケーブルなど 12 の電気工作物が掲げられている。